

○「証券振替決済口座管理規定」新旧対比表

変更前	変更後
第1条～第22条 省略	<p>第1条～第22条 省略(変更なし)</p> <p>(新設)</p> <p>(取引の制限等)</p> <p>第23条 当行が届出のあった氏名、住所にあてて発送した通知または送付書類が到達せずに当行に返戻された場合には、第14条第1項による届出ならびに同条第2項による当行所定の手続きが完了するまでの間、取引を制限することがあります。</p> <p>2 前項によりお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>

○『ぐんぎん積立投信』取扱規定」新旧対比表

変更前	変更後
第1条～第16条 省略	<p>第1条～第16条 省略(変更なし)</p> <p>(新設)</p> <p>第17条(取引の制限等)</p> <p>(1) 当行が届出のあった氏名、住所にあてて発送した通知または送付書類が到達せずに当行に返戻された場合には、証券振替決済口座管理規定第14条第1項による届出ならびに同条第2項による当行所定の手続きが完了するまでの間、買付を行わないことがあります。</p> <p>(2) 前項によりお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>